

会員各位

平成 29 年 5 月 15 日

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

## 血液製剤の使用指針の改定について

神奈川県医師会を通じて、通知が参りましたのでお知らせいたします。  
なお、メール通知ご希望の先生方にメール送信もしておりますので、ご確認ください。

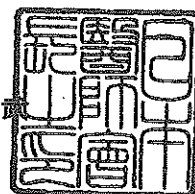
日医発第 103 号 (地 I 33)

平成 29 年 4 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義康



### 「血液製剤の使用指針」の改定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より、各都道府県知事等に対して標記通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本通知は、日本医学会の分科会に所属する日本輸血・細胞治療学会が最新の知見を集積した「科学的根拠に基づく輸血ガイドライン」を作成したことに伴い、使用指針の全体的な改定をしたことについて、関係機関等へ周知するとともに血液製剤の使用適正化の推進に協力を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

以下のページからダウンロードできます。

厚生労働省 「血液製剤の使用指針」の改定について (平成 29 年 03 月 31 日)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 >

血液事業の情報ページ > 主な通知 > 「血液製剤の使用指針」の改定について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000159893.html>